

新型コロナ後遺症外来の御登録のお願い

1 はじめに

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方が、かかりつけ医など身近な医療機関を受診できるよう、後遺症の診療を行う医療機関を募集し、「新型コロナ後遺症外来」として公表しております。現在では**270**を超える医療機関に診療を行っていただいておりますが、後遺症に悩む方が安心して医療を受けられる体制を整備するためには、より多くの医療機関の皆様のご協力が不可欠です。

つきましては、医療機関の公表について、是非、御検討をお願い申し上げます。



2 診療報酬上の措置について（令和5年5月8日から）

特定疾患療養管理料（147点）を、以下を全て満たす場合に算定可能です。

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した患者であって、新型コロナウイルス感染症患者と診断された後、3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している場合
- ・国発行の「罹患後症状のマネジメント（第2版）」を参考とした診療（電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）を通じて、今後の診療方針を判断し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合
- ・**都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリストに掲載されている場合**

※上記の診療報酬は、3月に1回に限り算定可能で、この取扱いは令和6年3月31日で終了となる見込みです。

3 登録及び公表

ご登録いただける場合は、県のホームページ「後遺症外来を実施していただける医療機関の募集について（医療機関向け）」の項目をご確認いただき、同ページから登録の申請をお願いいたします。

登録いただいた内容で県ホームページで公表させていただきます。

県ホームページ URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyu.html>



埼玉県 後遺症外来

検索

4 新型コロナ後遺症（罹患後症状）診療の指針のための症例集

県では、埼玉県医師会と協力し、新型コロナ後遺症の症例を診療科目別にまとめた症例集を作成しております。

（令和4年6月第2版を発行）

症例集には、後遺症の症例を各診療科の典型的な症例に加えて、専門的な知見を有する医師が、各診療科の具体的な対処方法を記載しています。

この症例集に加え、国が発出している診療の手引きについても、上記県のホームページに掲載しておりますので、実際に診療を行う際にご活用頂ければ幸いです。

新型コロナ後遺症(罹患後症状)
診療の指針のための症例集
(第2版)

埼玉県
埼玉県医師会

